

●は必須
○は該当の場合

★ 農地法第3条許可申請添付書類★

チェック欄

- ☐ ● 位置図1/10,000と1/2,500の両方(都市計画・交通政策課で白地図を購入、住宅地図不可)
- ☐ ● 土地の登記事項証明書「全部事項証明書に限る。」(6ヶ月以内のもの)

(注) 登記事項証明書は、登記官の証明が付されたものである

※譲渡(貸)人において相続登記が完了していない場合は、真正な権利者であることの確認ができる書面

※申請年の1月1日以降に錯誤で面積更正後に分筆した土地を申請する場合は、分筆された他の土地の登記事項証明書も添付

- ☐ ● 住民票もしくは住民票記載事項証明書(6ヵ月以内のもの)
- ・譲渡人は、市外者および登記簿住所と異なる場合
 - ・譲受人は、本籍または国籍・在留資格の記載のあるものに限る

- ☐ ○ 農地所有適格法人が譲受人の場合
- ・登記事項証明書、定款
 - ・組合員名簿または株主名簿の写し

- ☐ ● 理 由 書 (参考様式A)
- ☐ ● 誓 約 書 (所有権移転用／賃貸借用)
- ☐ ○ 賃貸借の場合、農地等賃貸借契約書(実印・印鑑証明書)
- ☐ ○ 小作地の場合、農地法第18条第6項の合意解約通知書
- ☐ ● 地区農業委員の現地確認書

※農業委員の現地確認書はすべての書類を整えた後、コピーしたもの1部を農業委員に提出し内容を説明してください。

- ☐ ○ 土地改良区域内で、換地登記がまだ(一時利用指定)の場合
- ・土地改良区の発行する証明書(原本)および一時利用指定通知書(写し)
- ☐ ○ 土地区画整理事業区域内で、換地登記がまだ(仮換地)の場合
- ・仮換地指定通知書の写し(事前に当該土地区画整理組合と調整を了しておくこと)
- ☐ ○ 木浜土地改良区の場合は、土地改良区の発行する同意書又は証明書
- ☐ ○ 仮登記、抵当権、根抵当権、差押、仮処分等の権利が設定されている場合
- ⇒権利者の同意書(所有権移転の場合は、権利者の抹消承諾書)
- ☐ ○ 新規に就農される方は ⇒ 営農計画書(新規)
- ☐ ○ 市外者が譲受(借)人の場合
- ・住所地の農業委員会が発行する耕作証明書(全部効率利用要件確認願)
 - ・通作経路図 (地図により住所地からの具体的経路を明示、距離、縮尺の明示)
 - ・市内で初めて営農される方⇒営農計画書(新規)
- ☐ ○ 委任状(任意様式)(申請を委任する場合)
- ☐ ○ その他農業委員会が指示する書類

以上 各1通添付

●は必須

- ★ 毎月15日(閉庁日の場合はその翌日)締切りです。
- ★ 申請者が農業者年金の加入者または受給者の場合は、年金受給資格について問題(支給停止等)が生じる恐れがあるため、事前に相談して下さい。